

営業時間短縮の協力要請に関する説明会

新潟県から、営業時間短縮の協力要請が発出されました。

つきましては、協力要請の内容や、協力金の支給について、下記のとおり説明会を開催します。

Ⅰ 対象者

市内で食品衛生法に定める飲食店営業許可を取得し、客席等の飲食スペースを設けて、従前より午後8時を超えて営業している次の事業者

- ①接待を伴う飲食店
- ②酒類を提供する飲食店

Ⅰ 日時・会場

- ① 令和3年9月1日（水）15：00～16：00
ヒスイ王国館ホール
- ② 令和3年9月2日（木） 9：30～10：30
糸魚川市役所 2階201・202会議室

（いずれも同じ内容です。会場が異なりますのでご注意ください。）

Ⅰ その他

- ・ ZOOMミーティングを用いたWeb形式による参加について
Web形式による参加を希望される場合は、URLと資料をお送りしますので、下記のとおりお申込みください。
 - ▶ 申込先 kigyo@city.itoigawa.lg.jp
 - ▶ 申込期限 ① 9月1日開催分…9月1日（水）10時まで
② 9月2日開催分…9月1日（水）17時まで
- ・ 会場でのご参加については、申込不要です。
- ・ 協力要請の内容は、別紙のとおりです。

問合せ：糸魚川市商工観光課企業支援室
電話 025-552-1511 Fax 025-552-7372
E-mail kigyo@city.itoigawa.lg.jp